資料１－１

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第１回）
議事要旨

○自校での通級による指導状況、進学時の学校間の通級による指導の引継ぎ状況、通級による指導と在籍学級との連携状況については検討課題。

○検討事項２については、特別支援学校のセンター的機能、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、特別支援教育支援員の配置・活用、合理的配慮の実施、全ての教員の専門性の向上などの更なる充実が必要。

○肢体不自由児については、移動の困難さにより他校通級が非常に難しいため、全国的な通級による指導の充実につながっていない。自校通級や巡回通級の整備、特別支援学校のセンター的機能の充実、教師に対する障害特性への理解啓発が必要。

○通常の学校にいる肢体不自由児の学びの場を含めた学びについて、全国的な現状把握を含めた調査研究や必要な支援体制の検討が必要。

○ICD-11の英文において知的障害、自閉症、自閉スペクトラム症、ADHD、LD等が同等の位置で論じられていることを踏まえ、教育においても同等に見ていく必要がある。

○多くの教師で特別支援教育に対する理解が深まっている一方で、旧態依然としている教師もおり、そうした教師の資質向上について検討すべき。

○特別支援学校のセンター的機能を如何に発揮し、通常の学級の特別支援教育や通級による指導を支援するかが大きな課題。高等学校については引継ぎの課題や、工業高校や全日制高校、定時制高校など学校毎にも課題に非常に幅がある。

○知的障害のある子供の教育効果を高めるための指導や支援については、今回の学習指導要領の改訂ポイントである小中学校の学習指導要領の連続性という観点を踏まえつつ、教育課程を中心に検討すべき。

○障害者政策委員会において、学校における障害に関する理解啓発の重要性が議論されている。通常の学級における特別支援教育を考える際にも、理解啓発という視点が重要。

○弱視の通級による指導の利用者は極めて少なく、専門的な支援が受けにくいなど、障害種によって支援の差がある。希少の障害種だからこそ手厚い支援があると良い。

○通常の学級で学びにくさに直面する子供は多い。子供達の認知スタイルに合わせた教師の指導方法のバラエティや、合理的配慮を含む知識の普及が重要。

○教員研修については、教師が受けたい研修を受けられるよう改善が必要。

○指導者の質に格差がある。個別の教育支援計画の作成・活用、インクルーシブ教育システムの理念を含む障害者権利条約、関連法令や対応指針等の基本的な理論や解釈を、現場の教師に浸透させることが必要。

○希少障害のある子供や教師にとって、端末や高速ネットワークを活用した指導・支援・研修が重要。通級指導教室の実施のための有力な方法にもなる。

○独立行政法人特別支援教育総合研究所（NISE）で通級による指導に関する全国調査を実施したところ、小さな町村では、巡回指導が難しいため、教育委員会がタクシー・バスの手配や、保護者への経済的援助を行っていた。今後、そうした取組も進むであろうし、巡回指導も進んでいくことを期待。一方で、巡回先の学校との連携は大きな課題。

○通常の学級における多様な子供達への指導の充実にあたり、通常学級の教師の特別支援教育に関する学びを深めていくことが必要。

○小学校における通級による指導の対象者数が増えている一方で、中学校における通級による指導の対象者数が極めて少ないことは課題。

○通級による指導の担当教師の資質の担保にあたり、特別支援学校教諭免許状のみで十分なのか検討すべき。

○高等学校や大学において、障害を見過ごされてきた生徒は多く、早期の気づきを早期の支援につなげる体制整備が重要。

○通級指導教室が増えている一方で、若手教師等が増え、自立活動等の指導が十分にできない教員や、それを指導する管理職の在り方などの課題も出てきている。

○自身の学校（東京都）では、拠点校方式による巡回指導を実施。巡回する教師と、在籍する学級の教師や学校との連携が課題であるが、保護者負担も減っており、効果は大きい。東京都では、巡回指導にあたり、個別の指導計画に加え、連携型の個別の指導計画を作成。巡回先の教師と支援の在り方を共有し、通級での指導を在籍学級での学びにどう生かす

かにつなげている。

○通常の学級に障害のある子供が在籍する中で、通常の学級の教師の特別支援教育について身に着けるべき資質能力を明らかにし、研修も含めて教師を支える仕組みが必要。

○幼稚園・保育園から高等学校卒業までを含め、校種間の引継ぎが大きな課題。個別指導計画と個別の教育支援計画を通じた連携の状況について実態把握しながら手立てを打つ必要がある。

○検討課題２に関しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の人的な支援も必要。

○特別支援教育の導入初期は、特別支援学級内の悩みが外に出て行かなかったが、教師が学校全体で相談できるようになり、子供達も学びの場の行き来ができるようになってきた。東京都では、平成28年度から全ての学校への通級指導教室を目指している。今後、通級担当者の研修の充実も検討すべき。また、通級担当者が、外部とつながり教える引き出しを増やすことや、福祉・保健・医療分野等と連携していくことが重要。

○検討課題２に関しては、様々な学びの場を準備しつつ、子供の状況に応じて柔軟に行き来できるようにすることが重要。

○通常の学級の教師による障害特性に関する基本的理解は必要であるが、困難さの捉え方について、障害特性から入ると、狭い範囲での理解となる可能性がある。通常学級での困難さの気づきをアセスメントや指導・支援につなげていく上で、外部の力を借りつつ、校内委員会等により学校が組織的に対応できる仕組みが必要。また、通級による指導について、障害種別ではなく、生活上・学習上の困難という視点で、個別的なニーズに対して個別最適な指導を行うことも考えられる。

○通級による指導は、指導の成果として通常の学級で力が発揮できるようになれば退級する仕組みとするのが理想であるが、併用により安定が図れる子供もいる。特別支援学級、通級による指導、通常の学級の役割を明確化する必要がある。

○小中高での通級の役割は異なるため、ライフステージの観点を踏まえた検討が必要。就学前の支援機関でウエイトが置かれるのは、本人への指導支援のみならず子育て支援であることを踏まえると、小学校での通級では保護者の面談や相談が不可欠。他方、中学校の通級指導には思春期の迎え方に関する役割があり、高等学校での通級指導では卒業後を

見据えたキャリア指導の要素が出てくる。

○通級による指導の担当者については、指導・支援のみならず、その子供の生活に関わる人への適切な関わり方や支援に関する相談対応などの役割もある。学級担任へのコンサルテーション、保護者の子育て支援、地域の関係機関との連携などにより専門性が高まる。

○病弱・身体虚弱である子供の通級指導対象者は平成９年には４人、令和元年には約50人と少ない。小・中学校に在籍し病気により長期欠席をしている子供が約46,000人。これらの子供が、通級による指導を利用して学校にアクセスできるようになるのではないか。

○小・中学校段階で病気療養児に同時双方向型の授業配信を行った際に、指導要録上出席扱いすることを可能とした平成30年9月の通知を知らない教師も多く、周知・普及する必要がある。

○小児慢性特定疾病児童等データベースの登録者数は、83,000人強（18歳未満）。病気をもち、療養しながら通常の学級に在籍している子供達が非常に多く、通級による指導の更なる充実が必要。

○特別支援学校中学部・高等部の課題は、発達障害の二次的障害、精神性の疾患、精神及び行動の障害のある子供達への授業の在り方。また、特別支援学校にもアクセスできない子供達への教育も検討課題。

○インクルーシブ教育が重要。自身の経験からも、通常の学級での学びは本人にも周りにも大きな影響がある。発達障害のある自身の子供に関しては、他校通級での負担もあったが、通級による指導を受けることで通常学級での勉強が遅れてしまうことが更に負担であった。通級の必要性、通常の学級の内容との整理が必要。

○通級による指導について、多種多様な障害のある子供がいる中で、教師だけに頼らない体制の検討が必要。

○鳥取県では、研修を受けた高等学校の教師が通級による指導を実施。子供のことをよく知っている教師が担当していることが特徴。巡回指導は増えている段階ではないが、重要性は認識。整備は進んでいるが、硬直化、特に通級による指導での学びを如何に通常の学級の担任と一緒に取り組み、通常の学級で生かしていくかが課題。

○通常の学級の在り方について、多様な子供がいることを前提として、通常学級における支

援をどこまで実施すべきか、そのための環境整備を最低限どこまでする必要があるのか整理する必要がある。

○調査によると、半数の人が障害のある人と接した経験が無い。教職課程で学ぶ学生もそうした経験が殆どないのは課題。子供達は、共生社会の担い手であることを踏まえて、教育で担うべき役割について議論が必要。

○障害者権利条約を踏まえ、子供が柔軟に学びの場を選択し、行き来できるシステムが必要。

○学校教員を約１０年勤め、最初の赴任先の特別支援学校で重度の肢体不自由のクラスを担当した際、命の重さや、個を大事にする教育に衝撃を受け、このような教育にずっと携わっていきたいと思った。次の赴任先では特別支援学級の生徒を交流及び共同学習において受け入れる小学校の担任も経験した。さらに、退職後は発達障害のある子の保護者として、約１８年当事者の立場に立ってきた。現在は、障害のある生徒も含め、卓球の指導に当たっている。教師歴１０年、保護者歴１７年、卓球指導者として障害のある選手とも関わって約２０年の経験を会議での議論に活かしていきたい。

○言語障害・難聴の通級担当教師の養成・研修には大きな課題があり、学習指導要領で自立活動を参考にすることが明記され、個別の指導計画作成が義務づけられたにもかかわらず、教師が自立活動の理念を学ぶ機会が得られていない。自立活動の理念を踏まえた個に応じた通級による指導が展開されるよう、取り組んでいる。

○本校（高等学校）では8名の生徒に対し、調整や指導内容について民間業者の支援を受けつつ教師が通級による指導を行っている。一方、通級による指導の対象外である知的障害のある生徒への指導は特に課題。入学に際し、専門的な検討の機会が必ず設定されるわけではなく、保護者が十分な情報を得た上で選択しているのか疑問。単位認定、卒業後の進路に加え、保護者は、なぜ自分の子供が通級による指導の対象にならないのかと考えているかもしれないなど、様々な課題がある。

○学校教育法施行令第22条の３該当の子供の３割が公立の小学校への就学を選択しており、その子供達への支援が課題。知的障害の通級の扱いについては大きな検討課題であり、関連法令の弾力化をしていかなければならないのではないか。

○通級による指導は充実してきているが、一部障害種については課題があるとの調査結果もあり、検討が必要。通級による指導と通常の学級の教師の連携が極めて重要であり、NISEの手引の内容等も踏まえながら検討する必要がある。